

# マイナンバーについて

平成 28 年 1 月からマイナンバー制度(社会保障・税番号制度)が開始されました。マイナンバーは、番号法で規定された行政事務において利用されることになっており、公的医療保険も対象となっています。

埼玉県医師国民健康保険組合では、平成 28 年 4 月より番号法に基づき各種手続きにおいてマイナンバーを利用して事務を行います。

## マイナンバーの利用目的

当組合は、被保険者の個人番号を、番号法別表第 1 の第 30 項「国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務」において、適用、給付及び徴収業務で利用します。

なお、役員及び組合会議員の個人番号は、給与所得、退職所得の源泉徴収作成事務及び報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書作成事務にも利用します。

## 新規加入者のマイナンバー提出

○平成 28 年 4 月以降の新規加入者については、加入申込書にマイナンバーを記入の上、番号確認書類の写しの添付が必要になります。医師である組合員が加入の場合には、身元確認書類の写しの添付を併せてお願いします。

○番号確認書類としては、「通知カードの写し」か「個人番号カードの写し」をご提出ください。(医師国保に加入しない家族の個人番号を取り扱わないよう、世帯全員の住民票を取得の際は、個人番号省略としてください。)ただし、世帯全員の住民票に記載されている方全員が加入の場合は、「個人番号記載の住民票の写し」でも差し支えありません。

○番号確認書類の提出がいただけない場合は、J-LIS（地方公共団体情報システム機構）より個人番号情報を収集させていただく場合があります。

## その他の届出・申請

○平成 28 年 4 月以降、資格喪失、住所・氏名変更等の届出及び療養費支給申請、高額療養費支給申請、限度額適用認定証等申請等の各種申請様式は、個人番号欄がある新様式になりますので、マイナンバーの記入が必要となります。

○ただし、加入時やその他届出等で、既に番号確認書類を提出済みの方は、番号確認書類の写しの添付は不要です。

○個人番号を記入した各種届出・申請様式を提出する場合には、個人情報保護の観点から必ず配達記録の残る書留等にてご送付ください。

## マイナンバー提出時の本人確認書類

○当組合が、マイナンバー記載の届出・申請を受け付ける場合は、正しい番号であることの「番号確認」と、現に手続きを行っている者が番号の正しい持主であることの「身元確認」を行う必要があります。「番号確認」と「身元確認」を併せて「本人確認」となります。

○組合員（医師）の加入は、当組合が本人確認を行うこととなりますので、本人確認の書類等（番号確認、身元（実在）確認）の写しを必ず添付してください。

○加入者の番号確認は当組合が行いますので、必ず番号確認書類の写しを添付してください。

○組合員以外の身元確認は、組合員の家族・准組合員は組合員が、准組合員の家族は准組合員が行い、身元確認書類の添付は不要です。

○組合員の加入  
(医師国保が本人確認実施)



○准組合員の加入  
(組合員が身元確認、医師国保が番号確認実施)



○本人確認の書類等

	番号確認 正しい番号であることを確認	身元(実在)確認 番号の持主が本人であることを確認
① 個人番号カード	○	○
② 通知カード	○	—
③ 住民票	○	—
④ 運転免許証	—	○
⑤ 住民票簿	—	○

## 従業員等のマイナンバー取得にあたっての留意事項

○マイナンバーをその内容に含む個人情報は「特定個人情報」とされ、個人情報保護法の適用になりますので、組合員が准組合員等のマイナンバーの取得にあたっては、利用目的を本人に通知及び公表しなければなりません。

○マイナンバーを取得するときは、国民健康保険に関する個人番号関係事務において利用することを明示してください。

○また、特定の事務のために提供を受けたマイナンバーを、他の事務（給与所得の源泉徴収票、支払調書等）に利用することが想定される場合には、あらかじめ複数の利用目的を包括的に明示して取得及び利用してください。